

長谷部恭男教授「クギを刺した判決」 安保法制訴訟、初の憲法判断

聞き手 編集委員・豊秀一 2023年12月5日 16時51分 朝日新聞



長谷部恭男・早稲田大学教授



集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法について「憲法9条に明白に違反するとまではないえない」と初めて判断を示した上で、原告側の訴えを退けた5日の仙台高裁判決について、法廷で今年5月に証人尋問に立った憲法学者の長谷部恭男・早稲田大学教授は次のように語った。

裁判官として、できる限り精いっぱい判断をしたという印象だ。

集団的自衛権の行使を認めた解釈の変更について、「憲法の基本理念である平和主義に重大な影響を及ぼす可能性がある」と言及している。「武力行使の限界を超えると解する余地もある」とも述べている。素直に読めば、仙台高裁は、安倍政権下での解釈の変更は相当に問題をはらんでいるというメッセージを発している。

仙台高裁はあくまで、安保法制について「憲法 9 条に明白に違反とするまでは言えない」と言っているに過ぎない。明白な違憲性を認めなかったのは、**武力行使の新 3 要件に限定をかけ、国会答弁でも政府が厳格な解釈を示したことを踏まえてのことだ。「厳格かつ限定的な解釈を示した答弁」が守られなければならないとクギを刺した、と判決を読むべき**だろう。（聞き手 編集委員・豊秀一）

憲法学者「筋の通らない論拠」「違憲判断を」 安保法制「違憲」訴訟

滝口信之 2023 年 5 月 19 日 20 時 00 分



閉廷後、原告側代理人と会見に臨む早稲田大学の長谷部恭男教授

=2023 年 5 月 19 日午後 4 時 8 分、仙台市青葉区一番町 2 丁目、滝口信之撮影

目、滝口信之撮影



集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法は憲法違反で、平和的生存権や人格権などが侵害され精神的苦痛を受けたとして、福島県内の元教員や戦争体験者ら 170 人が 1 人あたり 1 万円を求めた訴訟の口頭弁論が 19 日、仙台高裁（小林久起裁判長）であっ

た。早稲田大学の長谷部恭男教授（憲法）の証人尋問があり、「まったく筋の通らない論拠で集団的自衛権行使を認めた」と違憲性を指摘した。

昨年 2 月の一審・福島地裁いわき支部判決は平和的生存権の侵害について、憲法前文や 9 条で示されている内容は抽象的な概念であり、国民に具体的な権利や法的利益が保障されると認めることはできないと指摘。人格権の侵害についても退けた。違憲性については「具体的な権利侵害が認められず、裁判所が違憲について判断する権限を有しない」とし、判断せず、原告側は控訴していた。

安保法制をめぐる違憲訴訟は、全国 22 の地裁・支部で 25 件起こされ、原告は約 7700 人になる。いずれも憲法判断はされず、請求も棄却されている。

同種訴訟で長谷部教授の証人尋問が開かれるのは 4 月の東京高裁に続き、2 回目。この日の証人尋問で、長谷部教授は「政府は従来、個別的自衛権だけが認められると解釈してきたが、まったく筋が通らない論拠で集団的自衛権の行使を認める変更をしたことは論理的整合性も法的安定性も欠如している」と証言。2015 年に成立した安保法制で、日本と密接な関係にある国が攻撃され日本にも明白な危険が及ぶ「存立危機事態」について、長谷部教授は「他国への攻撃で日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が覆される危険性があるという政府の主張は理解できない」と述べた。

その上で、「政府は集団的自衛権行使には憲法 9 条の改正が必要と明言してきた。十分な理由を示すことなく解釈を変更することは国民の憲法改正手続きの参加権の侵害だ」と指摘。「憲法改正参加権の侵害は明確で、裁判所は違憲判断の回避のしようがない」と主張した。（滝口信之）

平和主義と立憲主義を守り抜く 安保法制違憲訴訟の 弁護団の思い



安保法制を違憲として提訴した後、会見す

る弁護士の寺井一弘（中央）と伊藤真（右）=2016年4月26日



現場へ！ 憲法を手にⅡ ⑦

4月7日、東京高裁民事101号法廷。集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法の憲法適合性が争われている裁判で、控訴審の口頭弁論があった。

「政府は長年、個別的自衛権だけが認められると解釈してきた。集団的自衛権が認められると変更したことは、論理的整合性と法的安定性に欠け、明白に違憲だ」。証人の早稲田大学教授（憲法）・長谷部恭男（66）はそう指摘し、「**違憲判断をして立憲民主制の核心を守るのが司法の役割だ**」と証言した。

証言を代理人席で聞く弁護士の中に、寺井一弘（81）と伊藤真（64）の姿があった。

「人生最後の闘い」 集団訴訟のきっかけを作ったベテラン弁護士

安保関連法をめぐる違憲訴訟は、2016年4月の東京を皮切りに全国22の地裁や支部で25件起こされ、原告は約7700人になる。敗訴が続くが、全国に広がった集団訴訟のきっかけを作ったのが、寺井である。

安倍政権は14年7月1日、集団的自衛権を容認する閣議決定をした。寺井はその直後から違憲訴訟に取り組もうと決意し、関係者への働きかけを始めた。

寺井は、当番弁護士制度や被疑者国選弁護制度の創設など刑事司法改革に深く関わる。日本弁護士連合会事務総長や法テラス理事長を務めてきたが、憲法訴訟との縁はなかった。「弁護士の引退も考えていた矢先に平和主義と立憲主義を踏みにじる事態が起きた。人生最後の闘いに挑むことにした」と語る。

寺井がまず声をかけたのが伊藤だった。日弁連の米国の司法制度調査に同行して以来25年近くに及ぶ仲だが、弁護士としては異なる道を歩いてきた。

「『憲法の伝道師』として各地で講演活動を行い、法曹の後輩育成のために尽力する姿を見てきて、ぜひ協力して欲しいと考えた」と寺井は振り返る。

「政治が暴走したときにブレーキをかけるのが、違憲審査権を持つ裁判所の役割だ」。そう考える伊藤は、寺井の申し出を二つ返事で引き受けた。

寺井と伊藤は、憲法問題に関心を持つ弁護士らに声をかけ、勉強会を重ねていく。15年10月に「安保法制違憲訴訟の会」を結成し、これを機に全国各地で違憲訴訟の会が生まれ、裁判が展開されていった。

「戦争が始まらなければ、権利侵害は認められないのか」 裁判所を批判

これまでの判決はいずれも「合憲」判断はしていない。しかし、「原告が主張する平和的生存権は具体的権利ではない」「客観的に戦争などの恐れが切迫したとは認められず、原告がいう不安は漠然としたもので人格権侵害は認められない」などと述べ、訴えを退けてきた。

「現実に戦争が始まらなければ、権利が侵害されたと認められないと言っているに等しい。裁判所の役割の放棄ではないか」と、伊藤は語る。

学習院大学教授（憲法）の青井未帆（50）は、訴訟の準備段階から寺井にアドバイスを求められ、裁判所に意見書を提出した。証人にも立ってきた。岸田政権は昨年未、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を閣議決定した。「憲法の番人であるはずの裁判所が歯止めをかけられずに、憲法に立ち戻って議論する機会がないまま、ずるずると平和主義を骨抜きにする事態が進んでいる」と危惧する。

昨年3月、寺井は、病を機に自らの歩みをまとめた冊子にこう記した。「戦争を絶対阻止するために最後の闘いをしなければならないとの覚悟を新たにしています」=敬称略（おわり）（編集委員・豊秀一）

「憲法9条は死んだ」元法制局長官が語る 政府見解の詭弁と危うさ

聞き手・駒野剛 2023年4月14日 7時30分



阪田雅裕さん=2023年2月24日、東京・大手町、相場郁朗

撮影

昨年12月、岸田文雄内閣は安全保障の基本方針「国家安全保障戦略」を9年ぶりに改定した。日本が弾道ミサイルなどで攻撃を受けたとき、相手国のミサイル基地を攻撃できる能力を自衛隊が保有することを決めた。国是である専守防衛から逸脱する改定は、法治国家に何をもたらすのか。元内閣法制局長官の阪田雅裕さんに聞いた。

——昨年暮れ、岸田文雄内閣が国家安全保障戦略を改定した後、「憲法9条は死んだ」と話されています。どういうことですか。

「9条には第2項で定めた『陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない』としてきたことに圧倒的な意味がありました。自衛隊があっても軍隊ではないというための柱が二つあります。まず、海外で武力行使をしない。つまり集団的自衛権を行使して米軍と一緒に戦うようなことはできないとしてきました。しかし、安倍晋三内閣が推し進めた安保法制で、この柱が一つ失われました」

「すなわち『我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある』という『存立危機事態』に際しては、集団的自衛権を行使して良いと決めたのです。その結果、武力行使をする場所についても、わが国の周辺の公海、公空までという、地理的な制約が消え去ってしまいました」

——集団的自衛権を行使する場合、海外での武力行使も可能となったと。

「その通りです。すでに瀕死（ひんし）とあっていい9条でしたが、かろうじて『専守防衛』というもう一つの柱は生き残っていました。しかし国家安全保障戦略改定により、わが国が弾道ミサイルなどによって攻撃された場合、そのミサイル基地など、相手国への攻撃を行う能力を自衛隊に持たせることが決まりました。敵基地攻撃能力とよばれ、政府が反撃能力とよぶものです」

「専守防衛」の神髄とは

「政府は依然として『専守防衛』の防衛戦略は不変であると唱えています。これは詭弁（きべん）だと言わざるを得ません。なぜなら『専守防衛』の神髄は自衛隊が攻撃的兵

器を持たず、敵国の領土、領海、領空を直接攻撃できる能力を持たない、すなわち役割と機能を『盾』に徹するという一点においてです。自衛隊の武力行使は敵国の軍隊をわが方の領域外に追い払うのに必要な範囲にとどまって外国の領域を攻撃することはしない、だから他国に脅威を与えることもない、というのがこれまでの『専守防衛』だったはずで

—政府は今後、敵国を狙える米国の巡航ミサイル・トマホークなどを保有すると言っています。

「平生から**攻撃的兵器を持つことが憲法の趣旨に反する**のは、自衛隊が9条2項で保持を禁じた『戦力』そのものになってしまうからです。日米安保条約の下で強力な米軍部隊が駐留し続け、相当の攻撃力を持ち続ける中で、自衛隊にもこうした攻撃力を持たせることは、9条を死に追いやる行為以外の何ものでもありません。日本は自衛に徹する平和国家から、強力な戦力を有する普通の国になったといえます」

—国民の多くは、日本が依然として平和国家と考えていると思います。

「諸外国の受け止めは違うと思います。現に日本が攻撃的兵器を保有しだしたということは、いっていることとやっていることが違うと考えるでしょう。である以上、**国民も覚悟を持って事態を受け止めなければ、いざ有事となつて、聞いていない、では済みません。覚悟は政治にも迫られます。平和主義が時代にそぐわず、戦力たらざる自衛隊では国を守れないと考えるなら、正直にその実態を国民に訴え、憲法も実態を反映したものにしてい**ていくべきです」

—9条を改正するというのでしょうか。

「大切なのは**法治主義の国であることを守っていく**ことです。憲法の拡大解釈ではなく、**問題があるなら適宜、逐次改正して対応すべき**です。方法はいくつかあるでしょう。まず、**安保法制以前の姿に戻す**という道。それが米国との関係など様々な理由で難しいなら、現在の条文はそのままとし、**存立危機事態と反撃能力について、きっちり何がどこまでできるのかを国民に説明して、それを書き加えるべき**です。いってみれば限界を示

す。政権が変われば、またぞろ解釈を変えて際限なき集団的自衛権、際限なき反撃能力になりかねません」

——改正しても、再び拡大解釈が横行する余地はありませんか。

「改正を発議する際、しっかりと内容や目的を国民に説明することが不可欠です。あいまいさを残してはいけません。いったん、きちんとした手続き、合意を経て、改正が行われれば、何年かたって、状況の変化や問題が起きた時も、条文の改正という『王道』によることへのハードルは低くなるでしょう」

安保法制の問題点と政治家の責務

——安倍元首相の回顧録が出版され、「槍（やり）が降ろうが、国が侵略されて1万人が亡くなるだろうが、私たちは関係ありません、という机上の理論」「阪田雅裕元法制局長官は、集団的自衛権の行使を容認するならば憲法を改正すべきだ、と言っていました、憲法改正の方がはるかにハードルは高い」などと阪田さんや「法の番人」と呼ばれてきた内閣法制局にいた人たちを批判していました。

「わが国が攻撃されたとき、自衛隊が応戦するのは当然です。槍が降ってきた時に、これを防いで国民を守るためにミサイル防衛システムやイージス艦を備えた自衛隊が存在するのです。安保法制の問題は、わが国が攻撃を受けていない、侵略されてはいないのに進んで戦争に参加することです。憲法改正のハードルが高いのはどの国も同じです。国民に必要性を説明し説得するのは政治家として当然の責務と思います。それをせずに、**統治者の意思で国のカタチを変えてしまうようでは、法治国家とよべず、北朝鮮のような独裁国家と同じ**になってしまいます」

——解釈変更でその都度、制度を動かしてきたことには、従来の内閣法制局にも重い責任があると思います。

「安保法制前の武力行使の三要件、つまり自衛隊は①外国からの武力攻撃が発生しない限り武力を行使せず、かつ、その場合であっても②他に手段のないときに限って③必要最小限度の行使にとどめるといった枠の中でギリギリやってきたつもりです。そうした柱を

守りながら国際社会の要請が高まる中で内閣に対してもろもろの知恵を出してきましたが、どれもこの大枠をはみ出さない仕組みでした。法制局は内閣の一部局ですから、何もできませんといって済ますことは無理です。それが今日にいたったということかもしれませんが、そうであっても、存立危機事態や反撃能力の保有と従来知恵とではあまりに差があります」

——9条は平和国家の「北極星」だから、なくせば秩序が壊れる、という意見もあります。

「それは非常にエゴイスティックな平和主義でしょう。**本来、9条は国際社会の中で輝くものであるべきなのに、現実には国民の精神安定剤のよう**です。小国から見れば、日本の戦力は強大なものに見えるでしょう。そのギャップを虚心坦懐（たんかい）に考えるべきです」

——従前の9条を残しつつ、存立危機事態などを書き込むというのはわかりにくい意見です。

「**憲法の立法者が目指し、私たちが教わってきたあるべき姿と、現状は相当かけ離れてしまいました。平和国家になろうとした意志と誓いを忘れてはなりません。元に戻れないというのでは、いつか来た道**になってしまいます。本来そうした努力を政治にしてもらいたいとずっと思っていました。**せめて安保法制前に戻ることができないか。対米的には困難でしょうが、そうした旗を掲げて歯を食いしばって取り組むことがあっていい**と信じています」



さかた・まさひろ 1943年生まれ。東京大学法学部卒。66年大蔵省（現財務省）に入り、2004年から06年まで小泉内閣で内閣法制局長官を務めた。弁護士。

取材を終えて

かつての内閣法制局長官が「9条は死んだ」と見る変化があっても、世間の関心は低く、国会でも目立った論戦は展開されない。

それはすでに 9 条が死文化し、反撃能力の保有でダメを押されたことを当然視する国民が多いということの証左なのだろうか。

ロシアによるウクライナ侵攻という事態を受けて、国民の平和志向が静かに、そして明らかに転換したということになる。少なくとも隣国にはそう見えるだろう。

しかし、「事態がこうだから、やむを得ない」と変化を安易に許容し、死んだ条文をそのままに放置することは極めて不健全な態度といわざるを得ない。

与党政治家が言っていた「ナチスの手法」が横行する時代をこのまま放置すれば、知らず知らずのうちに日本は日本でなくなっていくに違いない。

敵の国土を攻撃できる 9 条とは、なんと生まれた姿から離れたグロテスクな存在だろう。たとえ大きなエネルギーや時間を要するのだとしても、9 条をこのまま放置すべきではないと私は考える。（聞き手・駒野剛）